

まちからの お知らせ

就学援助制度のお知らせ

利用町では、経済的な理由でお子さんを就学させることが困難な保護者の方に、お子さんの就学にかかる経費の一部（給食費や学用品費等）を援助しています。

●援助の対象となる方

利用町内に住所を有し、公立の小・中学校に在学するお子さんがいる世帯で、次のいずれかの要件に当てはまり、かつ、教育委員会が就学援助を必要と認める方が対象となります。

①生活保護が停止または廃止となった世帯

②市町村民税が非課税である世帯

③児童扶養手当を受給している世帯
(原則全額受給者)

④その他

・国民年金保険料免除世帯

・国民健康保険税減免世帯

・生活福祉資金の貸付(生活支援費貸付)を受けている世帯

・個人事業税及び固定資産税の減免を受けている世帯

※新築住宅による固定資産税等の軽減は対象外

・右記に該当しない方で、教育委員会の審査によって経済的理由により就学が困難であると認められる世帯

援助を希望する方は、教育総務課窓口までお越しください。

教育総務課 学事係

☎767-21179

《2月1日から》マイナンバーカードの 受取予約専用サイトを開始します

マイナンバーカードの作成は、申請後約1か月かかります。カード交付の準備ができ次第、個人番号カード交付通知書(はがき)を送付いたします。はがきが届きましたら、受取予約専用サイトをご利用ください。

※予約方法や詳しい内容については、ホームページをご覧ください。

※電話でも受付を行っております。

問 町民課 マイナンバー係

☎767-21118



仙台農協利府支店役場内派出所 廃止のお知らせ

指定金融機関(仙台農業協同組合利府支店)役場内派出所は3月31日(木)をもって廃止となります。4月1日(金)以降は、会計課窓口および納付書を発行した担当係窓口で納付対応を行います。混雑緩和のため、口座振替・コンビニエンスストア収納・スマートフォンアプリ収納・金融機関窓口での納付のご利用にご協力をお願いいたします。

詳細はホームページにてご確認ください。

※納付期限を過ぎた納付書や金額によっては取扱いができない場合がございます。

※本町指定の金融機関以外で納付する場合は、各金融機関で定める手数料が発生します。

問 会計課 会計係 ☎767-21123



人権擁護委員が決まりました

法務大臣から人権擁護委員として引き

続き瀧澤卓郎さん、佐々木嘉行さんが委嘱されました。(1月1日付)

人権擁護委員は、人権に関する相談を受けたり、幼稚園や小中学校で人権教室を開いて、命の尊さや思いやりの心の大切さについて理解を深めてもらうために活動しています。相談は無料で、相談されたことは一切秘密に扱われますので、安心してご相談ください。



瀧澤卓郎さん



佐々木嘉行さん

問 地域福祉課 福祉総務係

☎767-2148

住民税非課税世帯等 臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

●対象世帯

令和3年12月10日において、利用町の住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当する世帯となります。

①住民税非課税世帯

世帯全員が令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯
2月中旬以降、必要書類を送付します。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月以降の家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯

申請が必要です。申請手順については準備中ですので、決まり次第ホームページでお知らせいたします。

※①、②ともに、世帯全員が住民税課税者の扶養親族(税法上の扶養)となっている世帯は対象外です。

問 地域福祉課 福祉総務係

☎767-2148

町に提出する申請書等への 押印を廃止します

これまで町民の皆様に求めていた、町に提出する申請書等への押印を、4月1日(金)から原則として不要とします。手続きによっては「引き続き押印が必要なもの」や、押印の代わりに「署名(自署)」や「本人確認書類の提示提出」が必要となるものがありますので、詳しくは各種手続きを行う窓口にお問い合わせください。

問 総務課 総務係 ☎767-21192

介護認定で障害者控除が受けられます

要介護認定を受け、一定の要件を満たす方に「障害者控除対象者認定書」を発行しています。税の申告時に、「障害者控除対象者認定書」を添付することで、所得税や住民税の障害者控除が受けられます。障害者控除を受ける方は、確定申告をする前に障害者控除対象者認定申請をしてください。対象となる場合は、認定書を行います。

※要介護認定を受けていても障害者控除の対象にならない場合がありますので、「不明な場合はお問い合わせください。」

※町で実施する申告会場での手続きを行う場合は、認定書は不要です。

●申請先 地域福祉課 介護福祉係

●申請者 要介護認定者本人またはその家族

●必要なもの 介護保険被保険者証、申請者認印(スタンプ印不可)

問 地域福祉課 介護福祉係

☎767-21198

利府町西部児童館の 指定管理者が決定しました

12月定例会における議会の議決を経て、令和4年4月1日から5年間、西部児童館の運営を行う指定管理者が決まりましたので、お知らせします。

【指定管理者】

特定非営利活動法人
みやぎ・せんだい子どもの丘
理事長 平山乾悦
(仙台市青葉区北山1-5-22)

子ども支援課 子ども企画係

☎767-2193

令和4年度一般競争・指名競争 入札参加資格申請受付

●受付期間

2月7日(月)～2月17日(水)
(土・日曜日、祝日を除く)

午前9時～午後4時

(正午～午後1時を除く)

※配送受付は、2月16日(水)までとなります。

●受付場所

財務課 管財契約係(9番窓口)

●申請方法

原則、配送により提出(申請書類等は、郵便法に定める信書に該当します。)

●注意事項

今回の承認による有効期間は、令和4年度の1年間となります。既に令和3・4年度の2か年分の資格承認を得ている事業者は、今回の手続は不要です。※その他詳細は、ホームページをご覧ください。

財務課 管財契約係

☎767-2116

令和4年度ふれあい農園 利用者募集について

●募集区画(利府町加瀬字新男鹿島)

一般利用者区画 48区画(46～70m)

●利用条件

- ①町内居住者で農家以外の方。
- ②作付けできる作物は「一般野菜」と「草花」に限ります。
- ③1世帯当たり1区画とします。

●利用期間

12か月(4月～令和5年3月)

●利用料金

年間1m当たり1000円

※障害者手帳等をお持ちの方は、減免措置があります。

●応募方法

農林水産課窓口備え付けまたはホームページからダウンロードできる農園利用申込書に必要事項をご記入の上、郵送または農林水産課窓口までお申し込みください。

●受付期間

2月1日(火)～18日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

●抽選会について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、町で抽選会を実施し、利用区画を決定させていただきます。抽選結果については、後日郵送にて通知しますので、ご理解をお願いいたします。

農林水産課 農林水産係

☎767-2191

道路で遊ぶのは危険です

子どもが道路で遊んでいる姿が多く見受けられます。これから暖かくなりますが、溶けた

雪等で路面が凍結し、車による滑走事故が発生しやすいため、交通事故の危険性が高くなります。保護者の方は、子どもに繰り返し交通ルールや道路で遊ぶ危険性を教えていただき、交通事故防止にご協力願います。

危機対策課 生活安全係

☎767-2174

飲酒運転根絶！「ちょっとだけなら…」 一瞬の気の迷いが悲惨な事故に！

飲酒運転による交通事故が依然として後を絶ちません。飲酒運転はアルコールの影響で正常な運転ができなくなり、重大事故に繋がる極めて危険な犯罪です。

飲酒運転をした場合、運転者本人だけでなく、お酒を提供した人、車両を提供した人、車両の同乗者も厳しい行政処分や罰則の対象となります。家庭や職場、仲間同士で「飲酒運転は絶対しない！させない！許さない！」を厳守し、飲酒運転根絶を目指しましょう。

危機対策課 生活安全係

☎767-2174

防災行政無線による 情報伝達訓練を実施します

全国瞬時警報システム(Jアラート)※を用いた訓練が、全国一斉に実施されます。町では、次のとおり防災行政無線による訓練を行いますので、ご理解をお願いいたします。

●訓練日時 2月16日(水) 午前11時頃

●訓練で行う試験放送

- ①上りチャイム音(ピン、ボン、パン、ボン)
- ②「これは、Jアラートのテストです。」(3回繰り返し)
- ③「こちらは、防災行政無線です。」
- ④下りチャイム音(ピン、ボン、パン、ボン)

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

危機対策課 危機管理係

☎767-2174

役場庁舎、ペア・パル利府(町民交流館) 停電に伴うサービスの停止について

建物の電気設備点検等に伴い、全館停電となります。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●停電日時

2月26日(土) 午前8時30分～午後5時予定

●停止サービス等

- ①ペア・パル利府(町民交流館)終日休館
- ②各種証明書のコンビニ交付サービス【終日停止】

※電話・FAXが不通となるため、緊急のお問合せは次の臨時電話番号にお願いします。

☎080-1824-6997

☎080-1832-17557

財務課 管財契約係

☎767-2116

●日曜開庁日

2月13日(日) 午前9時～午後1時

【取り扱い窓口】

転入・転出等の手続きや、住民票等の諸証明発行、

納税相談、水道開閉栓手続き等

●夜間納税相談窓口

2月28日(月) 午後8時まで

●今月の納期限

2月28日(月)

・国民健康保険税(第9期)・介護保険料(第6期)

・後期高齢者医療保険料(第8期)

●マイナンバーカード交付夜間臨時窓口

2月3日(木)・17日(木) 午後7時30分まで

マイナンバーカードの受け取り

※受け取りは、前日までのご予約の方に限ります。各種証明書等発行、住所変更等の手続きはできません。

令和3年分申告受付が始まります

☎ 税務課 町民税係 ☎767-2117

●とき

2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く
午前9時～午前11時、午後2時～午後4時

●ところ

ペア・パル利府(役場庁舎内町民交流館) 研修室1・2

※新型コロナウイルス感染症予防のため、午前60組・午後60組までの受付とする人数制限を設けます。当日に申込票を配布しますが、配布枚数に達した場合には後日の来庁をお願いすることとなりますので、ご了承ください。詳しくは、12月下旬に全戸配布いたしました「令和3年分申告受付のお知らせ」をご確認ください。

●役場で受付ができない申告(塩釜税務署での申告をお願いします)

- ア 令和2年分以前の収入の申告
- イ 譲渡収入(土地・建物・株式等を売却して得た収入)の申告
- ウ 申告分離課税を選択した上場株式等の配当の申告
- エ 青色申告
- オ 消費税の申告
- カ 住宅借入金等特別控除の申告
- キ 相続等により分割で受取っている保険金の申告

※令和4年1月2日以降に利府町に転入してきた方は役場では受付できませんので、令和4年1月1日にお住まいだった自治体もしくは塩釜税務署へお問い合わせください。

自動車・軽自動車の 名義変更等の手続きはお早めに!

自動車税・軽自動車税は、毎年4月1日の基準日に、車両を所有している方が納税義務者となります。

使用しない車両や名義を変更する車両がある場合は、**3月31日(木)までに**廃車や名義変更等の手続きを行ってください。

なお、例年3月(特に最終週)は各種手続きが集中し、大変混雑しますので、早めに手続きを済ませるよう、ご協力をお願いします。

125ccまでの原動機付自転車	税務課 資産税係 ☎767-2329
小型特殊自動車(農耕用車両等)	
三輪以上の原動機付自転車(ミニカー等)	
軽四輪自動車	軽自動車検査協会 宮城主管事務所 ☎050-3816-1830
軽三輪	
軽二輪(125cc超250cc以下)	東北運輸局 宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
二輪の小型自動車(250cc超)	
軽自動車を除く四輪自動車等	

国保・年金だより

☎ 町民課 国保年金係 ☎767-2340

国保だより

確定申告に伴う『医療費のお知らせ』の再発行について

国民健康保険加入者の皆様へ、医療機関等からの請求に基づく『医療費のお知らせ』を作成し送付しています。この通知は医療費控除の申告手続きの際、医療費の明細書として使用することができます。

紛失された場合には再発行が可能ですので、印鑑・本人確認書類を持参の上、町民課国保年金係(①番窓口)で申請してください。

※令和3年11月から12月診療分については、3月上旬に送付する見込であり、確定申告開始時期に間に合わないため、『医療費のお知らせ』が届く前に確定申告される方は、領収書に基づき「医療費控除の明細書」をご自身で別途作成いただく必要があります。なお、医療機関等から発行された領収書は破棄せず、大切に保管をお願いします。

年金だより

国民年金基金制度のご案内 ～自営業の方やその家族、学生などの国民年金の第1号被保険者の皆様へ～

- 国民年金基金は、自営業の方やその家族、学生などの国民年金の第1号被保険者の方々やゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乗せする公的な年金制度です。
- 加入できる方は、国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方及び60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入している方です。
- 65歳から生涯受けることができる終身年金が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- 掛金は全額が所得から控除できるので、所得税と住民税が軽減されます。受け取る年金も公的年金等控除の対象になりますので、税制面で優遇されます。

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支払われますので、掛け捨てになりません。(一部の年金タイプを除く)遺族一時金は全額非課税です。※令和4年1月現在
- 加入した時に確定した掛金額と年金額は変わりません。(ご加入時の内容でお支払した場合)
- ご加入いただいた後も掛金の額を口数単位で増減できます。
- 国民年金基金についてのお問合せ
全国国民年金基金 宮城支部 ☎0120-65-4192
〒980-0802 仙台市青葉区二日町13-18 ステーションビル7階
<https://www.zenkoku-kikin.or.jp>